

令和8年1月14日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康 至
(公印省略)

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について
(その3)

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

介護現場等において、医行為であるか否かについての判断に疑義が生じることの多い行為であって、原則として、医行為でないと考えられるもの等については、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」等で示されておりますが、本通知は、今般、規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)に基づき、医療機関以外の介護現場等で実施されることが多いと考えられる行為であって原則として医行為ではないと考えられるものとして、「服薬準備等関係」「蓄尿バッグ交換等関係」の行為について、当該行為を実施する場合の注意事項等を含め、整理されたことをお知らせするものです。

なお、医行為に該当しない行為についても、高齢者介護の現場等において安全に行われるべきものであり、行為の実施に当たっては、患者の状態を踏まえ、医師、歯科医師、薬剤師又は看護職員との連携や必要に応じてマニュアルの作成や医療従事者による研修を行うことが適当であるとされています。また、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には医行為であるとされる場合もあり得ること、今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものであること等の注意事項も併せて示されています。

関連して、令和6年度老人保健健康増進等事業において、介護職員が利用者に対して安全に当該行為を実施できるよう、留意事項、観察項目、異常時の対応等を含む「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」(令和7年5月22日付日医発第324号)が策定されましたが、同ガイドラインについては、今後、改定を行う予定とのことです。

については、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますよう、お願い申し上げます。

(添付資料)

- ・医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について
(その3)(令和7年12月26日 医政発1226第13号 厚生労働省医政局長通知)

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737